

平成 31 年度（2019 年度）消費生活相談員資格取得支援講座

－受講生募集要項－

1 目的

「消費生活相談員」の資格取得を目指す県民を対象に、資格取得に必要な知識の習得及び試験対策のための講座を実施し、市町村の消費生活相談体制の機能強化等に必要の人材確保を支援する。

2 講座の概要

(1) 講義予定内容

消費者問題、消費生活関連法、消費生活基礎知識、経済一般知識、その他資格取得に必要な知識及び模擬試験、論文対策等資格試験受験に向けた内容

※講座修了後には、平成 28 年度から国家資格となった「消費生活相談員」の資格試験の受験をすることを目標にした内容とする。

(2) 講座の日程及び場所

講座は次の日程及び会場において開催（全 8 日間）

| 回 | 日程 | 会場 |
|---|------------------|---|
| 1 | 令和元年 5 月 25 日（土） | 長野市生涯学習センター 3 階 第 3 学習室 (長野市問御所町 1271-3) |
| 2 | 令和元年 6 月 8 日（土） | |
| 3 | 令和元年 6 月 29 日（土） | |
| 4 | 令和元年 7 月 13 日（土） | |
| 5 | 令和元年 7 月 20 日（土） | |
| 6 | 令和元年 8 月 17 日（土） | |
| 7 | 令和元年 8 月 31 日（土） | |
| 8 | 令和元年 9 月 7 日（土） | |

(3) 講義予定時間

午前 10 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（5 時間講義の予定）

※講義時間は変更になる可能性あり

3 募集人員

30 名程度

4 応募条件・対象者（以下のいずれにも該当する方）

- ・ 18 歳以上で長野県内に在住の方
- ・ 原則として、講座日程の全 8 回の講義を受講できる方
- ・ 今年度の消費生活相談員の資格試験を受験する予定の方

5 受講料・教材費

無料（ただし、会場までの交通費は、自己負担とする。）

6 応募方法

(1) 応募期間

平成31年4月15日(月)から令和元年5月15日(水)まで

(2) 応募書類

受講申込書(別添様式)

(3) 応募書類提出方法・提出先

下記まで郵送、FAX又は電子メールにて申し込む。(いずれの方法も5月15日必着とする。)

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1
長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課 相談啓発係 宛
FAX : 026-223-6771
電子メール : kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

(4) 応募結果

結果は、令和元年5月22日(水)までに、全員に郵送で通知する。
なお、応募者多数の場合は、書類選考を実施する。

7 その他

- ・本講座の受講により、消費生活相談員資格の取得や就職を保証するものではない。
- ・資格試験の受験に要する費用は、本人が負担するものとする。
- ・消費生活相談員の資格試験に合格した場合は、「長野県消費生活相談員人材バンク」へ登録するものとする。
- ・講座開催の詳細については、応募結果の通知に合わせ受講決定者に通知する。

【問い合わせ先】

〒380-0936

長野市大字中御所字岡田 98-1

長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課 相談啓発係

電話 : 026-223-6770

FAX : 026-223-6771

電子メール : kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

